

○ 招 集 告 示

久宮衛告示第 3 号

令和 4 年久喜宮代衛生組合議会第 1 回定例会を次により招集する。

令和 4 年 2 月 2 2 日

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

記

1 期 日 令和 4 年 3 月 1 日

2 場 所 久喜宮代衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1 番	春	山	千	明	君	2 番	新	井	兼	君	
3 番	渡	辺	昌	代	君	4 番	成	田	ルミ子	君	
5 番	塚	村	香	織	君	6 番	泉		伸一郎	君	
7 番	大	橋	きよみ	君	8 番	斉	藤	広	子	君	
9 番	園	部	茂	雄	君	10 番	鈴	木	松	蔵	君
11 番	川	野	武	志	君	12 番	小	河	原	正	君
13 番	猪	股	和	雄	君	14 番	丸	山	妙	子	君

不応招議員（なし）

令和4年久喜宮代衛生組合議会第1回定例会 第1日

令和4年3月1日（火曜日）

議 事 日 程 （第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 仮議席の指定
- 4 議長の選挙
- 5 議席の指定
- 6 会議録署名議員の指名
- 7 議会運営委員の選任
- 8 会期の決定
- 9 管理者提出議案の上程（議案第1号～議案第4号）
- 10 提案理由の説明
- 11 組合に対する質問
- 12 次会の日程報告
- 13 散 会

午前9時03分開会

出席議員（14名）

1 番	春	山	千	明	君	2 番	新	井	兼	君	
3 番	渡	辺	昌	代	君	4 番	成	田	ルミ子	君	
5 番	塚	村	香	織	君	6 番	泉		伸一郎	君	
7 番	大	橋	きよみ	君	8 番	斉	藤	広	子	君	
9 番	園	部	茂	雄	君	10 番	鈴	木	松	蔵	君
11 番	川	野	武	志	君	12 番	小	河	原	正	君
13 番	猪	股	和	雄	君	14 番	丸	山	妙	子	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した人

管 理 者	梅	田	修	一	君	副管理者	新	井	康	之	君
会 計 者	土	堂	和	弘	君	参 与	荻	野	和	久	君
参 与	吉	永	吉	正	君	事務局長	宮	内	敦	夫	君
総務課長	佐	藤	賢	治	君	業務課長	鈴	木	昌	利	君
施設課長	諏	訪	忠	司	君	総務課幹主	松	本	弘	文	君
業務課長補佐	赤	羽	貴	裕	君	菖蒲清掃センター長	小	林	利	夫	君
八甫清掃センター長	月	安	高	広	君						

本会議に出席した事務局職員

書 記	森	田	洋	輔	書 記	石	川	陽	平
書 記	鈴	木	優	二	書 記	伊	奈	貴	洋

◎自己紹介

○副議長（猪股和雄君） 開会前ですけれども、先日、宮代町議会選出の議員の改選がありました。初対面の議員さんもいらっしゃるようですので、自席でまず自己紹介をお願いいたします。

順番は、仮議席1番の春山議員からお願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○副議長（猪股和雄君） 次に、執行部、お願いします。

〔執行部・事務局自己紹介〕

○副議長（猪股和雄君） ありがとうございました。最後になりましたが、副議長の猪股です。よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎開会の宣告

（午前 9時03分）

○副議長（猪股和雄君） それでは、改めましておはようございます。

現在、宮代町選出議員の改選に伴いまして、議長が不在となっております。副議長がしばらくの間進行させていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年久喜宮代衛生組合議会第1回定例会を開会いたします。

————— ◇ —————

◎開議の宣告

○副議長（猪股和雄君） それでは、本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○副議長（猪股和雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

————— ◇ —————

◎仮議席の指定

○副議長（猪股和雄君） 日程第3、仮議席の指定を行います。

宮代町議会選出議員の改選が行われましたので、仮議席を指定いたします。

ただいまご着席の議席を仮議席として指定したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（猪股和雄君） ご異議なしとの声がありました。

ただいまご着席の議席を仮議席と指定いたします。



◎議長の選挙

○副議長（猪股和雄君） 日程第4、これより久喜宮代衛生組合議会議長の選挙を行います。

選挙の方法は、投票、指名推選、いずれの方法としましょうか。

〔「指名推選」と言う人あり〕

○副議長（猪股和雄君） 指名推選という声がありました。

選挙の方法は指名推選により行いたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（猪股和雄君） ご異議なしとの声がありました。

よって、選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（猪股和雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、副議長において議長を指名することに決定いたしました。

久喜宮代衛生組合議会議長に丸山議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま副議長において指名いたしました丸山議員を久喜宮代衛生組合議会議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（猪股和雄君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました丸山議員が久喜宮代衛生組合議会議長に当選されました。

議長に当選されました丸山議員が議場におられますので、本席において会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。



◎議長就任の挨拶

○副議長（猪股和雄君） 議長に当選されました丸山議員に就任のご挨拶をお願いいたします。

〔議長 丸山妙子君登壇〕

○議長（丸山妙子君） おはようございます。ただいま指名推選していただきました丸山妙子でございます。

不慣れではございますが、議員の皆様のお力をいただきながら、議長として一生懸命務めてまいりたいと

思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（猪股和雄君） 以上で議長選挙を終了いたします。

ここで、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

丸山議長、議長席へどうぞおいでください。

〔副議長、議長と交代〕

◇

◎議席の指定

○議長（丸山妙子君） 日程第5、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、ただいまご着席の議席を本議席に指定いたします。

なお、慣例によりまして、14番が議長席、13番が副議長席となっておりますので、ご了承願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（丸山妙子君） 日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において

9番 園 部 茂 雄 議員

10番 鈴 木 松 蔵 議員

を指名いたします。

◇

◎議会運営委員の選任

○議長（丸山妙子君） 日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。

宮代町選出議員より新たに5番、塚村香織議員、6番、泉伸一郎議員、11番、川野武志議員を指名いたします。

議会運営委員の方々は、次の休憩中に委員会を開き、副委員長との互選を行い、今定例会における会期及び議会の運営に関する事項についてご協議願います。

それでは、議会運営委員会の開催をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時19分

○議長（丸山妙子君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員会におきまして副委員長の互選の結果、11番、川野武志議員が副委員長に選任されましたので、ご報告いたします。



◎会期の決定

○議長（丸山妙子君） 日程第8、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

斉藤議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 斉藤広子君登壇〕

○議会運営委員長（斉藤広子君） おはようございます。令和4年第1回定例会につきましては、本日3月1日火曜日、当組合会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。その結果の概要につきましてご報告申し上げます。

本定例会に提出される議案は、管理者提出議案が4件でございます。また、一般質問は4人を予定しております。

以上のことから、会期につきましては、本日3月1日から3月23日までの23日間ということで決定いたしました。

次に、本定例会の議案質疑の締切りにつきましては、3月8日火曜日の正午までとすることで決定いたしました。

以上でございます。

○議長（丸山妙子君） お諮りいたします。

今定例会の会期は、委員長の報告どおり、本日3月1日から3月23日までの23日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（丸山妙子君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、本定例会の議案質疑書の締切日につきましては、先ほど委員長から報告がありましたとおり、3月8日火曜日の正午までとすることで決定いたしました。



◎管理者提出議案の上程

○議長（丸山妙子君） 日程第9、議案第1号から議案第4号までを一括上程し、議題といたします。



◎提案理由の説明

○議長（丸山妙子君） 日程第10、管理者より提案理由の説明を求めます。

管理者、お願いいたします。

〔管理者 梅田修一君登壇〕

○管理者（梅田修一君） 皆様、改めましておはようございます。本日、令和4年久喜宮代衛生組合議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にはご健勝にてご参集賜り、ご審議いただきますことを厚く御礼申し上げます。

さて、各議案の説明に先立ちまして、来年度における久喜宮代衛生組合の主な事業につきましてご説明を申し上げます。

まず、1点目といたしましては、八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良事業でございます。本事業は、八甫清掃センターのし尿処理施設の処理能力の向上と、改修終了後15年間の延命化を目的に機械設備等の更新を行うもので、令和2年度に事業に着手し、これまで生活環境影響調査などを行ってまいりましたが、令和4年度から本格的な工事に着手してまいります。財源といたしましては、これまで同様、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用してまいります。

次に、2点目です。久喜市におきましては、令和9年度を稼働目標として新たなごみ処理施設の建設を進めており、これまでの間、本衛生組合の各清掃センターの処理施設を安定的に運転しなければなりません。本衛生組合の各清掃センターの処理施設につきましては老朽化が著しく、来年度におきましても計画的な修繕を実施しながら、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議案第1号から議案第4号までの提案のご説明を申し上げます。

議案第1号 令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。別冊の補正予算書を御覧いただきたいと存じます。1ページをお開きください。第1条でございますが、歳入歳出予算の補正ということで、それぞれ1,169万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億3,921万4,000円に改める内容です。

次に、議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。別冊の予算書を御覧ください。1ページであります。歳入歳出予算、地方債及び一時借入金の3条から成っております。令和4年度の歳入歳出予算は、その総額を39億7,039万4,000円と定めるものです。

次に、地方債につきましては、各清掃センターの処理施設の計画的な修繕工事を実施するため、合わせて4億5,120万円の財源を借り入れるものでございます。なお、その内容は、4ページの第2表、地方債のとおりです。

2ページをお開きください。歳入歳出予算の内容です。第1表の歳入の主なものについてご説明申し上げます。1款分担金及び負担金です。令和4年度負担金といたしまして30億2,117万3,000円を計上してご

ざいます。内訳につきましては、久喜市負担金が24億6,436万8,000円、宮代町負担金が5億5,680万5,000円となります。負担割合につきましては、令和3年度予算から処理量割となっています。

次に、2款使用料及び手数料です。2億8,291万5,000円を計上してございまして、主に事業系のごみ処理手数料、一般家庭から排出されます粗大ごみ処理手数料並びにし尿処理手数料等でございます。

次に、3款国庫支出金です。八甫清掃センターし尿処理施設の基幹的設備改良事業の実施に当たり、循環型社会形成推進交付金として1,672万9,000円を計上しています。

次に、8款組合債です。4ページの第2表、地方債を御覧ください。組合債の内訳ですが、久喜宮代清掃センターのごみ焼却施設機器改修整備事業1億5,980万円、同じく粗大ごみ処理施設機器改修整備事業5,440万円、菖蒲清掃センターのごみ処理施設機器改修整備事業1億5,810万円、八甫清掃センターの粗大ごみ処理施設機器改修整備事業の3,810万円、同じくし尿処理施設整備事業4,080万円、合計4億5,120万円を計上しています。

2ページにお戻り願います。続きまして、歳出の主なものについてご説明申し上げます。2款総務費では、八甫コミュニティセンター大規模改修事業といたしまして、令和4年度では屋根防水・外壁塗装改修工事設計業務委託を計上しています。

3款衛生費におきましては、八甫清掃センターし尿処理施設の基幹的設備改良事業に係る経費のほか、各清掃センターのごみ収集、ごみ処理施設の運転管理業務に係る経費を計上しています。

次に、議案書の3ページを御覧ください。議案第3号 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例となります。本議案は、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、休暇を新設するものです。

次に、議案書の4ページを御覧ください。議案第4号 工事請負契約の締結についてです。本議案は、八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものとなります。

以上が議案第1号から議案第4号までの4議案の提案説明であります。

なお、詳細につきましては、事務局長をして説明申し上げますので、慎重ご審議の上、速やかにご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（丸山妙子君） 続きまして、提出議案の補足説明を求めます。

事務局長、お願いします。

〔事務局長 宮内敦夫君登壇〕

○事務局長（宮内敦夫君） それでは、議案の補足説明をさせていただきます。

議案第1号 令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてでございます。補正の概要でございますが、本年度の予算執行の実績により、歳入歳出ともに補正させていただくものでございます。

別冊の令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算書（第2号）の1ページを御覧頂きたいと存じます。第1条でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,169万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ38億3,921万4,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。初めに、歳入でございます。2

款使用料及び手数料、2 項手数料につきましては、補正前の額 2 億 9,282 万 7,000 円、補正額 2,717 万 1,000 円を減額し、2 億 6,565 万 6,000 円とするものでございます。

4 款財産収入、1 項財産売払収入につきましては、補正前の額 3,276 万 7,000 円、補正額 1,537 万 4,000 円を増額し、4,814 万 1,000 円とするものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入につきましては、補正前の額 491 万 4,000 円を、補正額 10 万 5,000 円を増額し、501 万 9,000 円とするものでございます。

歳入につきましては、本年度のこれまでの実績を見まして補正するものでございます。

次に、歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費につきましては、補正前の額 1 億 966 万 9,000 円、補正額 30 万 1,000 円を減額し、1 億 936 万 8,000 円とするものでございます。

3 款衛生費、1 項清掃費でございますが、補正前の額 34 億 3,370 万 4,000 円を、補正額 1,139 万 1,000 円を減額し、34 億 2,231 万 3,000 円とするものでございます。

歳出につきましては、これまでの実績から支出しない経費を減額する補正でございます。

次に、事項別明細書により説明をさせていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。歳入でございます。2 款使用料及び手数料、2 項手数料、1 目塵芥処理手数料 2,717 万 9,000 円を減額するものでございます。こちらは、主にコロナ禍による医療活動の縮小などを要因とする事業系ごみの搬入量の実績を見まして、減額補正をするものでございます。

4 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目物品売払収入 1,537 万 4,000 円の増額でございます。こちらは、資源物売却単価の実績が当初の見込みより上昇していることから、増額補正するものでございます。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入 10 万 5,000 円の増額でございます。雑入につきましては、収入が確定ものを補正するものでございます。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、7、8 ページをお開きください。歳出でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、2 目財産管理費 30 万 1,000 円の減額でございます。これまでの実績を踏まえ、使用する見込みのない修繕料の減額でございます。

3 款衛生費、1 項清掃費、1 目清掃総務費 862 万円の減額でございます。内容でございますが、事業番号（6）から（8）の清掃一般事務管理事業、久喜宮代、菖蒲、八甫につきましては、光熱水費、主に電気料金の減額でございます。

2 目塵芥処理費でございます。事業番号（1）から（3）、塵芥収集料金事業、久喜宮代、菖蒲、八甫につきましては、手数料の減額による財源の変更でございます。

事業番号（5）、ごみ処理施設管理運営事業（菖蒲）につきましては、確定した事業費から不用見込額 96 万 4,000 円を減額するものでございます。

3 目し尿処理費でございますが、こちらでも確定した事業費等から不用見込額 180 万 7,000 円を減額するものでございます。

以上が議案第 1 号 令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）の補足説明でございます。

続いて、議案第 2 号 令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

別冊の令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算書を御覧いただきたいと存じます。まず、1 ページを

お開きください。第1条でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億7,039万4,000円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、4,252万6,000円、1.1%の増となっております。

それでは、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。8、9ページをお開きください。歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組合負担金でございます。予算額30億2,117万3,000円、前年度比較5,314万2,000円、1.7%の減でございます。経費区分別の内訳は、説明欄記載のとおりでございます。処理量割合は、共通経費が久喜市81.36%、宮代町18.64%、久喜宮代清掃センター分が久喜市64.57%、宮代町35.43%、菖蒲、八甫清掃センター分は久喜市100%となっております。なお、令和3年度当初予算と同様、暫定値となっております。確定した数値で年度内に補正をさせていただきたいと考えております。

次に、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料でございますが、予算額53万4,000円、前年度比較1,000円の増でございます。主な内容は、自動販売機設置に伴います財産の貸付収入並びに販売機の電気代や電柱の占用料でございます。

次に、2項手数料、1目塵芥処理手数料でございますが、予算額2億7,073万4,000円、前年度比較1,048万1,000円、3.7%の減でございます。事業系ごみの搬入量の減少、粗大ごみ処理手数料が増加傾向にあることから、その分を見込んでおります。

2目し尿処理手数料でございますが、予算額1,162万円、前年度比較17万3,000円、1.5%の増となっております。

3目許可申請手数料でございます。予算額2万7,000円、前年度比較13万8,000円83.6%の減でございます。管内の一般廃棄物収集運搬に係る許可の更新申請を行う業者数を見込んで計上してございます。

続きまして、3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金でございますが、八甫清掃センターし尿処理施設の基幹的設備改良事業の財源として、循環型社会形成推進交付金1,672万9,000円を計上してございます。

10ページ、11ページをお開きください。4款財産収入、1項財産売却収入、1目物品売却収入でございますが、5,088万8,000円の計上でございます。アルミ缶、紙パック、新聞、雑誌、衣類など、資源回収物等につきまして、市況単価の変動や売却処分量の推移を基に積算したところ、1,812万1,000円、55.3%の増額となったところでございます。

2項財産運用収入、1目利子及び配当金でございますが、財政調整基金利子の科目設定でございます。

次に、5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金でございますが、8,999万3,000円を計上してございまして、前年度比較2,299万3,000円、34.3%の増となっております。毎年度の決算に伴いまして、地方自治法第233条の2の規定により、実質収支の約2分の1を財政調整基金に積み立てております。本衛生組合におきましては、構成市町の負担金の平準化を図るため、積み立てた財政調整基金を翌々年度予算においてほぼ全額を取崩し、繰入れを行うものでございます。

次に、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、前年度と同額の5,000万円を計上するものでございます。

7款諸収入、1項組合預金利子、1目組合預金利子でございますが、科目設定といたしまして、前年度と同額の1,000円の計上でございます。

12、13ページをお開きください。2項雑入、1目雑入でございます。749万1,000円を計上しております。前年度比較257万7,000円、52.4%の増となっております。主に八甫清掃センターにおきますペットボトル有償入札拠出金が増額となっております。

8款組合債、1項組合債、1目衛生債でございます。久喜宮代清掃センターのごみ焼却施設整備事業債や粗大ごみ処理施設整備事業債など、各清掃センターの計画的な修繕工事に充てる組合債4億5,120万円を計上しております。前年度比較5,120万円、12.8%の増となっております。内訳につきましては、説明欄記載のとおりでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。14、15ページをお開きください。1款議会費でございます。組合議会の活動に要する経費として、主に議員報酬、会議録の調製、視察の経費として268万2,000円を計上しております。前年度比較5万5,000円、2%の増となっております。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。一般管理費全体で8,655万2,000円を計上しております。前年度比較399万3,000円、4.8%の増となっております。事業番号(1)、職員給与費(共通・総務課)は662万円の増額でございます。特別職並びに事務局長及び総務課職員の人件費を令和3年度の職員配置に基づき計上しております。

16、17ページをお開きください。事業番号(2)から(5)、一般事務管理事業、共通、久喜宮代、菖蒲、八甫につきましては、組合全体に係る共通の事務経費と各清掃センターの事務経費でございまして、おおむね前年と同様の事務経費を計上させていただいております。

20、21ページをお開きください。事業番号(6)、周辺地区環境整備事業(八甫)につきましては、前年度同様の計上となっております。

周辺地区環境整備事業(久喜宮代)につきましては、令和3年度で事業終了となり、令和4年度予算には計上していないものでございます。

2目財産管理費でございます。財産管理費全体で2,437万2,000円、前年度比較として微減となっております。事業番号(1)から(3)、各清掃センターの庁舎等管理事業では、久喜宮代清掃センターで浄化槽入替工事設計業務委託462万円を計上しているほか、おおむね前年同様の計上となっております。

22、23ページをお開きください。事業番号(4)、八甫コミュニティセンター管理事業でございます。予算額82万9,000円、前年度比較472万9,000円、85.1%の減でございます。令和3年度において実施したトイレ改修工事が終了したことによる減でございます。

事業番号(5)、八甫コミュニティセンター大規模改修事業でございます。久喜市のし尿処理の統合により、八甫コミュニティセンターの使用期間が延命化後15年間は使用することから、先ほど申し上げましたトイレ改修工事に引き続き、八甫コミュニティセンターの延命化に取り組んでまいります。このことから新規事業として設定したもので、令和4年度につきましては屋根防水・外壁塗装改修工事設計業務委託を計上しております。

事業番号(6)から(8)、各清掃センターの庁用車管理事業では、庁用車両の点検サイクルに応じた予算を計上したものでございます。

24、25ページをお開きください。3目公平委員会費でございます。公平委員3名分の報酬として、前年度と同額の2万6,000円を計上しております。

2項監査委員費、1目監査委員費でございます。監査委員2名分の報酬として、前年度と同額の19万2,000円を計上しております。

続きまして、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費でございます。清掃総務費全体で5億1,022万3,000円を計上してございまして、前年度比較1,167万4,000円、2.3%の増となっております。清掃総務費は、業務課、施設課職員の人件費をはじめ、清掃行政に係る事務的経費を計上しております。

26、27ページをお開きください。事業番号(1)から(4)、職員給与費、共通、久喜宮代、菖蒲、八甫は、業務部門に携わる業務課、施設課職員の人件費を令和3年度の配置数により計上しております。

30、31ページをお開きください。事業番号(5)から(8)、清掃一般事務管理事業は、各清掃センターの運営に係る一般事務管理経費として、光熱水費や保険料などを計上したものでございます。

32、33ページをお開きください。事業番号(9)から(12)、清掃業務運営事業につきましては、収集管理システムやごみ分別アプリの運用、各清掃センターでの受付業務の委託費などを計上してございます。令和4年度につきましては、収集管理システムの更新を行うことから、清掃業務運営事業(共通)で873万1,000円の増を見込んでございます。

事業番号(13)、企画政策・統計事業でございます。こちらは、衛生組合だよりやごみ集積所環境整備補助金などに関する経費でございまして、これまでの実績から事業費の見直しを行い、130万1,000円の減でございます。

事業番号(14)から(16)、減量推進事業につきましては、負担金、補助及び交付金がこれまでの実績を踏まえて、各清掃センターで増額となったものでございます。

34、35ページをお開きください。2目塵芥処理費でございます。塵芥処理費全体で26億7,733万1,000円を計上してございまして、前年度比較5,018万2,000円、1.8%の減でございます。塵芥処理費では、資源及びごみ収集経費、施設の維持管理費、廃棄物の資源化や最終処分に係る経費などを計上しております。

36、37ページをお開きください。事業番号(1)から(3)、各清掃センターの塵芥収集料金事業につきましては、久喜宮代が前年度比較108万円、0.2%の増、菖蒲が前年度比較8万9,000円、0.1%の増、八甫が前年度比較882万8,000円、2.4%の増となっております。主に人件費の上昇傾向による収集コストの上昇でございます。

40、41ページをお開きください。事業番号(4)から(6)、各清掃センターのごみ処理施設管理運営事業でございます。久喜宮代が155万5,000円、0.3%の減、菖蒲が3,011万3,000円、8.6%の減、八甫が3,407万7,000円、6.5%の減となっております。

ごみ処理施設管理運営事業の特徴をご説明いたします。各清掃センターの12節委託料、ごみ処理施設運転管理業務委託が、令和3年度が契約更新時期だったことから、設計額で当初予算に計上しておりましたが、令和4年度は契約額確定により、各清掃センターとも減額となっております。14節工事請負費ですが、本衛生組合のごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の機器修繕工事を計上しております。これらは、老朽化した施設を適切に維持するため、計画的に修繕を行っているところでございます。

42、43ページをお開きください。事業番号(7)から(9)、各清掃センターの塵芥処分事業でございます。久喜宮代が387万6,000円、2.2%の増、菖蒲が75万5,000円、1.6%の増、八甫が93万5,000円、1%の増となっております。主に人件費の上昇傾向による処分コスト上昇でございます。

3目し尿処理費でございます。し尿処理費全体で3億2,475万3,000円を計上しており、前年度比較3,783万4,000円、13.1%の増でございます。

46、47ページをお開きください。事業番号（1）、し尿収集料金事業（久喜宮代）でございますが、8万6,000円の減額でございます。

事業番号（2）、し尿処理施設管理運営事業（久喜宮代）でございますが、前年度とほぼ同様の計上でございます。

事業番号（3）、し尿処理施設管理運営事業（八甫）でございますが、1,036万4,000円、9.3%の減でございます。減額の主な要因でございますが、し尿処理施設運転管理業務委託が令和3年度が契約更新時期だったことから、設計額で当初予算に計上しておりましたが、令和4年度は契約額確定により、各清掃センターとも減額となっております。

事業番号（4）、し尿処理施設基幹的設備改良事業（八甫）でございます。本事業は、久喜市し尿処理施設整備基本構想に基づきまして、八甫清掃センターのし尿処理施設の延命化を図るため、令和5年度の完了を目途に、令和2年度に着手したところでございます。令和4年度におきましては、本格的な工事に着手いたしますことから、施工等管理業務委託料241万1,000円、工事請負費6,202万9,000円の予算を計上しているところでございます。なお、本事業は、循環型社会形成推進交付金を充当するものでございます。

48、49ページをお開きください。4款公債費、1項公債費、1目元金でございますが、3億2,318万5,000円を計上してございます。各清掃センターにおける施設建設や改修等に係る起債の元金償還分でございます。

2目利子129万円でございます。各清掃センターの改修に伴う地方債の長期借入れに伴う利子償還でございます。

5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。前年度と同様、財政調整基金に積立てを行うための科目設定でございます。

50、51ページをお開きください。6款予備費、1項予備費、1目予備費でございます。予算に想定していない事項に対応するため、前年度と同程度の1,978万4,000円を計上してございます。

以上が議案第2号 令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算につきましての補足説明となります。

続きまして、議案第3号の補足説明を申し上げます。職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を行うため、不妊治療のための特別休暇を新設する改正でございます。

第14条の改正につきましては、病気休暇から結核性疾患の文言を削除するものでございます。

第15条2項の改正につきましては、不妊治療のための通院のため、勤務しないことが相当である場合、1年のうち5日まで、体外受精、その他規則で定める場合は10日までの特別休暇を付与する規定を新設するものでございます。

第15条3項の改正は、号の新設に伴う引用文の改正でございます。また、本改正条例に伴い改正する規則につきましては、参考といたしまして議案参考資料の13ページでございますので、併せご確認いただきたいと思います。

なお、本規則では、人事院規則の改正に併せ、本衛生組合の任用する非常勤職員の特別休暇について、職員同様に妊娠、出産等と仕事の両立支援のため、配偶者出産休暇、育児休暇の新設、産前産後休暇の有給化を行うものでございます。

続きまして、議案第4号につきまして補足説明申し上げます。本議案は、議案第2号で説明申し上げました八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いする議案でございます。

最初に、1、契約の目的、八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事、2、契約の方法、随意契約、3、契約金額、6億7,650万円、4、契約の相手方、東京都豊島区南池袋1丁目11番22号、株式会社クリタス、代表取締役、鎌田裕久でございます。

なお、工期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日の2年間で、処理能力を1日当たり70キロリットルに向上させる工事でございます。工事の内容、仮契約書の写しは、議案参考資料の23ページ以降にございますので、併せてご確認ください。

以上、4議案につきまして補足説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（丸山妙子君） 以上で補足説明を終わります。



◎組合に対する質問

○議長（丸山妙子君） 日程第11、組合に対する質問をお受けいたします。

通告順にお受けいたします。

初めに、斉藤議員、お願いいたします。

〔8番 斉藤広子君登壇〕

○8番（斉藤広子君） 議席番号8番、斉藤広子です。通告に従い、質問させていただきます。

大項目1番、コロナ禍の中の久喜宮代衛生組合の在り方についてです。久喜宮代衛生組合久喜宮代清掃センターでは、視察や社会科見学、夏休みの親子で自由研究、3Rでゴミを減らそう講座で、ゴミの現状と減量化に当たり、親子で学べる小学生向けの夏休み講座や久喜宮代清掃センターにある施設の見学、リデュース、リユース、リサイクルという3Rについての勉強会など活発に行われてきましたが、コロナ禍の中、どのように今後進めていくのか、また環境整備について伺います。

（1）、長引くコロナ禍の中、今まで進めてきた生活で大事なゴミの処理について、小学生のときから学んだり視察することは大きな影響力があることは間違いないと思いますが、今後どのように対応していくのか、伺います。

（2）、皆さんに衛生組合の仕事やSDGsの観点からの取組を正しくご理解いただくためにも、ユーチューブやタブレットの活用など、新しい取組を考えていくべきと思うが、いかがか。

（3）、コロナ禍の中、久喜宮代衛生組合の事務所、また処理施設に空気清浄機などの感染予防対策をしっかり行い、エッセンシャルな仕事を担う安全対策の整備を整えていくべきと思うが、いかがか。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 斉藤議員の質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） おはようございます。斉藤議員のご質問のうち、（１）と（２）についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）でございます。施設見学につきましては、３密にならないよう、見学コースの一部を変更して実施しているところでございます。施設見学は、貴重な体験や学びの場でございますことから、今後とも感染予防に努めつつ、３Ｒへの理解が進むよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（２）でございます。本年度、ホームページの小学生用ページ内にＱ＆Ａのコーナーを新たに設け、ごみ処理工程の画像やＳＤＧｓとの関連について掲載することにより、学校やご家庭でもタブレットによる学習ができる環境を整えました。また、同じく本年度から、簡易的な動画を使用したパワーポイント資料を作成し、コロナ禍により施設見学ができない小学校から出前講座の依頼を受けた際の補助資料として利用しております。この資料は、職員が口頭で説明することが前提でありますこと、そして動画には音声が入っておりませんことから、ユーチューブ等での公開は考えておりませんが、今後も出前講座等の説明の席で活用してまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤賢治君登壇〕

○総務課長（佐藤賢治君） おはようございます。斉藤議員ご質問の（３）につきましてご答弁申し上げます。

本衛生組合は、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針における事業の継続が求められる事業者者に位置づけられております。本衛生組合の職員をはじめ管内の委託業者や許可業者の職員の皆様は、社会機能の維持に不可欠な、いわゆるエッセンシャルワーカーとして、日々ごみ処理事業に従事しているところでございます。本衛生組合におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、職場におけるクラスターの発生危険や廃棄物処理由来の感染危険を排除するため、分散勤務や時差出勤などの勤務上の対策、またサージカルマスクや保護眼鏡、保護手袋等感染防御用物品の備蓄、配備を実施してまいりました。これらの物品購入をはじめとした新型コロナウイルス感染症対策経費は、久喜市及び宮代町のご理解をいただき、それぞれの負担金の中で賄われているところでございます。

現在のところ、本衛生組合の業務に関しましては大きな影響を受けておりませんが、新型コロナウイルスの脅威が長期化する様相を示している中、感染状況等を見据え、引き続きできる限りの感染防止対策を講じてまいります。

○議長（丸山妙子君） 再質問をお受けいたします。

斉藤議員。

〔８番 斉藤広子君登壇〕

○８番（斉藤広子君） では、再質問をさせていただきます。

最初に、１番のところなのですが、学校の見学は実施しているという、そういうことで、今までどおり、同じように取り組んでいるのかなというのは、学校自体も学級閉鎖とか今なっていますので、少し不安な部分があります。今回質問させていただいたのは、本当に新しいごみ処理場になったときには見学コースとか、様々な体験ができたりとか、そういうことが盛り込まれるとお聞きしていますので、本当に

いい環境で、子供たちだけでなく、市民の皆様とか宮代町の皆様とかに来ていただけるような環境整備ができるかなと思うのですが、されど5年間というか、それまでのこの期間というのはとっても大切ではないかなと、そういうふうに思います。今とても自然環境なんかにもすごく目が向けられているときですし、子供たちもしっかりSDGsを学校で学んでいるときですので、ぜひ環境問題とかごみ処理の問題というのは生活に密着した部分なので、もう一步踏み込んでやっていただきたいなという部分の中で、1と2の関連ですけれども、Q&Aでそういう部分も取り組んでいただいているということで、すごく努力されていることは分かります。

ちょっと提案したいなと思っているのは、私小学校に見学に行ったときに、たまたま今皆さんタブレットを1台ずつ持っているというので、教室にしながら、学校の先生だけがそのときは利根川の資料展示館という、カスリーン台風のその場所にカメラを持って行って、こうやって向けながら、そこで子供たちは教室にしながら、そこから質問をしてやり取りができるという、今は学校教育の中ではそういう部分が入ってきています。それなので、こちらの状況としては、そちらは教育の部分で取り組んでもらうことなのですけれども、その受入れ体制をしっかり取り組んでいながら、やはり進めていくというのが大事ではないかなと、そういうふうに思いましたので、タブレットもちょうど去年から入って、今ちょうど慣れてきて、いろんなことができる部分なので、そこと少し衛生組合とタイアップすることができないかなと思います。では、それをちょっと質問させていただきます。

あと、出前講座でパワーポイントでこういうのでと映像を見せながらとあるのですが、今の子はユーチューブだろうと。やっぱり音が出てという、そういう部分なので、1回せつかなので、いろんな部分の中で、昔衛生組合はすごく先進事例でいろんなところからも視察が来ていたときもありました。ということ考えたときに、今一生懸命取り組んでいただいている。ごみをなぜ減らしていかなくてはいけないのかという、少しSDGsの観点にのった上での、皆さんにやはりご協力をいただきながら、ごみ減量とかという、そういう部分をやっていくのには、やはりそういう映像を1個作ると、それが本当に見たり、あとはおうちで見られたり、学校で見られたり、そういう部分につながっていくのではないかなと思います。これはやっぱりなかなか素人でやっていくのは大変なので、そういう政策費なんかもしっかり予算取りしていかなくてはいけないかなと思うのですが、とっても大事な事かなと思うので、その点も少し考えていただきたいなと思っております。

あと、2番まではそういう部分で、今学校と少し教育委員会とご相談をいただきながら、何を教育委員会でも単元というか、指導要録の中のごみ処理について取り組んでいくのかというのを話し合いというか、1回していただけるとありがたいかなと。やっぱりニーズと望んでいるものと、子供たちが今知りたいもの、そういうものにのっとっていくということが大事な事かなと、そういうふうに思います。

次に、一番最後のところの質問なのですが、これは本当にこういう手を消毒するとか、体温を測るとか、体温計とか、そういうものは整備されてきているのかなと思うのですが、やはりここの衛生組合に来たときに久喜市の本庁の感覚からすると、本当に空気清浄機もどこにもないというか、そういう部分もあります。体温を測る、入り口に体温計はあるけれども、今簡単に測れるものありますね、来ていただいた方に。そういうものもないという、そういう現状の中で、一番やはりエッセンシャルワーカーとしては大事な部分をやっていただいているので、本当に国のコロナの臨時交付金とか、そういうものが活用で

きるのかなと思ったのですけれども、そこができないなら、しっかり宮代町と久喜市と、今日市長も町長も管理者も来ていますので、しっかりこの部分を負担金の中から、また負担金が足りなければこの部分をしっかり取り組みながらやっていかないと、基本的におかしいのではないかなと、そういうふうに。どこが今大事でということをしていかなくてはいけないかなと思います。建物に関してはどうしても、老朽化していても、あと何年かなので、何とかもたせながらというのはありますけれども、皆さんのやっぱり感染予防という、そういうことをしっかり気をつけていく。それに取り組んでいく。そのことはとっても大事なことだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（丸山妙子君） 齊藤議員の再質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 齊藤議員の再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます。小学生をはじめとしてタブレットは配布をされておる。そのタブレットの活用を衛生組合でもさらに模索してはいかがかという趣旨のご質問をいただいております。おっしゃるとおり、タブレットに関しましては、以前からIT化の進捗というところで方向性はあったと思うのですが、このコロナ禍の中でまたその重要性がさらに認識され、取組が加速していったものと考えております。このような状況が急に変わっていく中で、組合としてもなかなか旧態依然と申しましょるか、今までやってきたことの延長上で考えて、そういった中ででき得る範囲の対応ということで今まで各職員とも模索をしてきたところです。ただ、タブレットの配布という前提の条件と申しましょるか、そういった状況となっておりますので、改めてそういった状況を認識しながら、何かしら対応ができればなどは思っているのですが、なかなか今ここでこういうことをやりたいとか、そういった具体的な話は申し上げられないのですが、そういったことを念頭に入れながら、各地へ見学等対応できればなど思っております。

続きまして、2点目の動画の作成等に関してのご提案でございます。おっしゃるとおり、動画、YouTube等各種動画サイトを通じまして、子供たちにも親しみがある状況となっていることは認識しております。私どもご承知のとおり、3センターで処理の方法が残念ながら違っている内容です。そして、小学生に施設見学の際にも、それぞれのお住まいの地区の概要をご紹介しているところです。ということで、もしその3センターの処理の概要につきまして動画を作成する場合につきましては、それぞれ3つの方法を作ることも必要なかもしれないなど思っているところです。実際の現行のごみ処理施設の使用は令和8年度となっております。あと5年ということなのですけれども、その使用を考えまして、現実的な方法を模索してまいりたいなどは考えております。ただ、YouTubeの作成、どこまでできるかというのは分からないのですけれども、なかなか今ある資源を生かしながら、何かしら取り組んでいければなどは考えております。こちらにつきましてもなかなかはっきりとしたご答弁できなくて申し訳ないのですけれども、そのような意識の下、研究してまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤賢治君登壇〕

○総務課長（佐藤賢治君） 齊藤議員の再質問について答弁申し上げます。

現在オミクロン株による感染者数は峠を越えたとの見通しはあるものの、相変わらず高い値で推移して

いることを踏まえまして、衛生組合といたしましても今まで大丈夫だったから、それと同じ対策でよいという考えではなく、今まで以上に職員間の接触時間を短くするとか、距離を取るなどといったことに心がけながら、これまで以上に関係に注意するとともに、空気の拡散など十分行うこと、それから3密の解消対策をしっかりとることなどを基本としながら、実施ながら、さらに変異株等に対応した備品の整備など、最善の対策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（丸山妙子君） 再々質問をお受けいたします。

斉藤議員。

〔8番 斉藤広子君登壇〕

○8番（斉藤広子君） すみません。1番と2番に関しては、今突然私のほうで提案をさせていただいたので、今こうやりますという答弁はできないかなと思いますので、ぜひこれは本当に先ほど言った教育委員会との関係もあるので、少し連携を取っていただきながら、こちらがこういうのを作りたいといっても、向こうがこうではないほうがいいという部分もありますから、やっぱりニーズに合った部分で、向こうに協力をいただきながら、例えば衛生組合としてはこういう炉の部分は説明できますよとか、SDGsに関してはこういうことでタイアップしていきましようとかという、ちょっと連携を取りながら進めていただければいいかなと思います。やっぱりちょっといろんな映像とか見させてもらっても、昔のままとか、その流れがあるので、やっぱり今こういうデジタルのが進んだので、ぜひ進めていただければと思いますので、これは答弁は結構です。

それで、3番です。一生懸命感染予防に気をつけながら、距離を置きながら、窓を開けたりとかという、そういうことを進めていきますという話なのですけれども、できればやはり今こういう機械を入れることによって、何%除去するとか、そういう最新技術がある。その最新技術を使いながら、また環境もこうやって自分たちで気をつけていかなくてもいけないという、そういう部分の中で、やはり今まで何でもなかったことがよかったことという、そういうことだけではなく、やはりやっていかなくてもいけないのではないかなと思います。だから、その部分はどういうふうにしっかり予算を取って、いつ整備していくのかという、そういう答弁がいただきたいのと、そういうふうに思うのですが、今答えられないのか、また市のほうと問合せしなくてはいけないのか、そこら辺は分かりませんが、おかしいです。一番大変なところで頑張ってくれている、そういうごみ処理でやっている方たちの控室とか、そういうところにもそういうものが入っていないとか、そういうのはおかしいのではないかなと。そこをしっかりと取り組んでいくのが大事ではないかなと思いますし、明日からばたりとコロナが終息するわけではないと思いますので、やはりそういう備品整備とかというのは最低限のものかなと思うので、それが久喜市と宮代は出さないのか、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（丸山妙子君） 斉藤議員の再々質問する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 佐藤賢治君登壇〕

○総務課長（佐藤賢治君） 斉藤議員の再々質問に対しまして答弁を申し上げます。

最新の設備を取り入れて、さらにエッセンシャルワーカーとして細心の注意を払うようにというご指摘

かと思います。こちらにつきましては、今までにおきましては厚生労働省とかの指導に基づきまして最大限の考慮という形で、例えば今議員の皆さんのところに設置しておりますパーティションなんかも、いろんな形で対応してまいりました。今後そういうコロナの感染状況の拡大とか、あるいは収束とか、そういったところを見ながら、最低限必要なものにつきましては現予算の中でも流用とか、あるいは予備費の対応とか、そういったこともできますので、また必要であれば久喜市、宮代町の予算として要望いたしまして、負担金のほうをつけていただくといった形で対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（丸山妙子君） 以上で斉藤議員の質問を打ち切ります。

次に、猪股議員、お願いいたします。

〔13番 猪股和雄君登壇〕

○13番（猪股和雄君） 通告に従いまして、質問をしてまいります。

まず、第1点ですけれども、これはペットボトルの処理の仕方について、ちょっと新しい観点からの問題提起です。これまで、現状久喜宮代衛生組合、全国のほとんどの自治体でペットボトルの処理についてはほかプラスチック容器包装と同様に、容リ法に従いまして容リ協会を通して再商品化をしてまいりました。最近それとは違って、ペットボトルを飲料メーカーと直接契約をして、ボトル to ボトル、飲料メーカーの新しいボトルとしてリサイクルする。いわゆる水平リサイクルという方式が少し広がってきていると聞いています。これは、今までのやり方だと、ペットボトルを一旦フレークやペレットにして、別のプラスチック製品にする。大体ダウンリサイクルということになるわけですが、そうではなくて、同じ製品にしていくということですので、それで水平リサイクルと呼ばれています。新たな石油燃料を加えずに、純粹にペットボトルとして再生利用できるということでもあります。

現在の容リ法の枠組みとは少し違うのですけれども、むしろこのほうが自然循環の趣旨を生かす、本来の在り方ではないかという見方もあります。私もそのように最近考えてきています。こうした方法、自治体が飲料メーカーと直接に契約を締結して、容リ協を介さずに引き渡す、そういう方法を久喜宮代衛生組合として検討してはいかがかと思いますが、ご見解をお伺いしたい。

現状、令和2年度ですけれども、久喜宮代衛生組合では711トン、ペットボトルを回収していますけれども、全てが再商品化されていると理解していいかどうかということも確認しておきたいと思います。

2つ目です。プラスチック容器包装の収集量と再商品化事業者落札の状況をどう見たらよいか。私もよく分からないところがありまして、整理したいと思って質問いたします。令和3年度の再商品化事業者落札結果、容リ協会で公表されておりますけれども、コークス炉化学原料化が2,481トンでした。材料リサイクルに回されているのは600トンでありました。大体比率としては4分の1ぐらいが材料リサイクルに回されています。コークス炉原料の単価がやや低くなっているのですけれども、この違いは一体どこにあるのか、教えていただきたいと思うのです。久喜宮代衛生組合の分別の品質の違いが影響しているのか、そのことによって単価が低くなってしまっているのか。また、品質が悪いので、材料リサイクルに回せないのか、ということはないというふうに今まで聞いているのですけれども、そこら辺の見解をお伺いしたいと思います。

材料リサイクルの割合を増やす方法というのは考えられないのかについてもお伺いいたします。

2つ目ですけれども、衛生組合で再商品化している約3,000トン、大ざっぱな数でまとめてありますけれども、約3,000トンと。その中で菖蒲と八甫センターのプラスチック容器包装、2年度は実績1,000トンでした。これがほぼ再商品化ルートです。それから、久喜宮代センターで約3,000トン集めているのですけれども、プラスチックを収集しているのですが、そのうちの2,000トンが再商品化ルート、1,000トンが焼却というふうに理解していいのでしょうか。教えてください。

3つ目です。久喜市でも宮代町でもごみ処理基本計画、最近改定を行ったわけですが、そのごみ収集の量の予測を令和14年度までずっと出ているのですけれども、それとの乖離がだんだん大きくなっているように感じております。改定されたその数字ともかなり乖離が出ている。これを現状はどうなっているかということの評価をお伺いしたいです。例えば2021年度の実績でいきますと、久喜市で言えば1人1日当たりの燃やせるごみの収集量は598グラムなのですが、これはプラスチックを含んだ数字なのですが、実際にはどうなっているのか。特に2019年度から大きな乖離が出ていると理解しております。いかがでしょうか。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 猪股議員のご質問についてご答弁申し上げます。

初めに、大項目1でございます。まず、（1）でございます。飲料メーカーでは、ボトルt oボトルの取組により、自治体から直接引き渡されて再生したペットボトルを再び流通させて、資源の循環を目指すことを掲げております。飲料メーカーと協定を締結している自治体に確認いたしましたところ、いずれも飲料メーカーから提案を受けたことがきっかけとのことでございました。協定を締結した自治体の管内もしくは近隣に飲料メーカーや再生ペットボトルの製造工場がございますことが、自治体への提案につながったようでございます。当組合の管内及び近隣には、そのような工場はありませんことから、このような取組は現状では難しいものと考えております。

次に、（2）でございます。令和2年度のペットボトルの資源化量711トンにつきましては、容器包装リサイクルルート、独自ルートのいずれも、全量が再商品化されているものと認識しております。

次に、大項目2でございます。まず、（1）でございます。令和3年度の県内市町村におけるプラスチック製容器包装の平均落札単価を算出いたしましたところ、コークス炉化学原料化はトン当たり5万2,900円、材料リサイクルは5万9,029円と、当組合と同様、材料リサイクルのほうが1割程度高くなっております。したがって、落札単価の差は、当組合のプラスチックの品質に起因するものではないものと考えております。

また、材料リサイクルの割合を増やす方法につきましては、入札に際し、材料リサイクルが他の手法に優先されますことから、再商品化事業者の需要が特に大きく影響することとなります。当組合における過去3年間の材料リサイクル事業者の落札量及び割合は、平成31年度ゼロトン、ゼロ%、令和2年度500トン、16.2%、3年度600トン、19.5%と上昇傾向にございます。また、速報ではございますが、来年度の落札結果は本年度と同じく600トン、19.6%とのことでございます。令和2年度以降、3年連続で同一事業者が落札いただいておりますことから、当組合のプラスチックの品質について一定の評価をいただいている

ものと理解しております。今後といたしましても、品質の維持及びさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、(2)でございます。本年度の再商品化事業者の落札数量の合計3,081トンの根拠は、当組合で定めました第9期容器包装に係る市町村分別収集計画におけるプラスチック製容器包装の引渡し見込み量でございます。そして、その内訳は、久喜宮代清掃センター2,147トン、菖蒲清掃センター198トン、八甫清掃センター736トンとなっております。また、久喜宮代のプラスチック類の回収量から、先ほどの再商品化量を差し引いた数量が焼却処分されるものでございます。

次に、大項目3でございます。久喜市及び宮代町がそれぞれ策定したごみ処理基本計画には、ごみの総排出量の推移として、現状維持の場合と家庭系ごみ処理の有料化などの施策を展開した場合の将来予測の2つの予測が掲載されております。現在家庭系ごみ処理の有料化は実施しておりませんことから、現状維持の場合の市、町の本年度の計画処理量と当組合の排出予測量を比較いたしましたところ、久喜市分として計画処理量4万5,015トンに対し、当組合の予測量も同じく4万5,015トン、同程度と見込んでおります。また、宮代分として、計画処理量1万37トンに対し、当組合の予測量は9,591トンと、町の計画処理量を下回るものと考えております。

また、総排出量についての現時点での評価でございますが、家庭系ごみにつきましては昨年度はコロナ禍に伴う巣籠もりの影響により増加したものの、本年度は一転して減少傾向にあるものと考えております。そして、事業系ごみにつきましても、営業の縮小や休止の影響により、昨年度に引き続き本年度も減少傾向にあるものと考えております。したがって、総排出量につきましても、昨年度と比較して減少するものと見込んでおります。

○議長（丸山妙子君） 再質問をお受けいたします。

猪股議員。

〔13番 猪股和雄君登壇〕

○13番（猪股和雄君） まず、1点目なのですが、現実問題として近隣に飲料メーカーの引き取ってくれる工場がないということで難しいというお話なのですが、基本的な考え方として、ボトルtoボトル、水平リサイクルのほうが私は望ましいのだと思っているのですが、その認識をまず伺っておきたいのです。現実の問題とは、現実それが契約できるかどうかというのは別の問題として、まずリサイクルの在り方についての基本的な認識です。それが1つ。

それから、これ容り法の趣旨と違っているということで、容り協会からはそちらに直接引渡しはやめてほしいというような声も出ているというふうに聞いています。新聞報道もされました。ただ、容り法自体はいろんな問題点も過去からずっと指摘はされてきているわけで、これもいずれ変わっていく可能性もある。むしろボトルtoボトルが広がっていけば、そのことによって動きも変化してくるのだと私は考えているのですが、ということからすると、久喜宮代衛生組合として直接飲料メーカーに対して働きかける、問い合わせる、そういうことも必要なのではないかと思います。飲料メーカーから直接声がかからないから、近くにあるところから声がかからないから、このままでいけばいいということではなくて、リサイクルの本来の在り方というものを考えていくべきではないのかなという観点から、そういうものを模索していく考えはないでしょうか。お願いします。

それから、2番目は分かりました。3番目なのですけれども、確かにごみ処理基本計画で現状推移時と、それから将来予測というものがあまして、将来予測というのは今ご説明の中では家庭系ごみを有料化した場合に減量化していく、その数字なのだというふうにおっしゃられた。だから、現状推移時のほうで計算していけば、まだ久喜市の場合にはほとんど変わらない。宮代の場合にはむしろ実績は減っているというふうに説明されたのですけれども、それでいいのかということなのです。

将来予測、当時有料化して減らすということが明確に規定されてはいなかったのです、策定したときに。それで、例えば久喜市の今度のごみ処理施設なんかは減量を大幅に進めていったことを前提として、ごみ処理量を算定しているわけです。したがって、将来予測よりも大幅に上回って行って、どんどん、どんどんこれから増えていくのだとしたら、ごみ処理施設の計画そのものが見直さなくてはいけないことになっていきかねないということで大変危惧するわけです。そうした将来予測、つまりごみ減量を大幅に進めるという観点から立てた推移予測に対して、現状が上回っているということは事実です。そのことについてどう考えたらいいか。そのまま放置していいのかという問題にも将来なってくるということでお聞きしているのですが、見解、認識、お伺いします。

○議長（丸山妙子君） ここで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時45分

○議長（丸山妙子君） では、再開いたします。

猪股議員の再質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 猪股議員の再質問に対しましてご答弁申し上げます。

まず、1点目でございます。ボトルt o ボトルの当組合の認識はというご質問でございます。先ほど議員からもお話をいただいておりますとおり、ボトルt o ボトルとは回収をした使用済みのペットボトルを化学的に分解したものを原料として、再びペットボトルとして使うものでございます。このような取組により、半永久的にペットボトルを材料として資源循環できるだけでなく、CO₂の排出量の削減にも貢献する取組であると言われており、SDGsの考え方にもものっとった取組であろうと認識をしているところでございます。今後なのですけれども、ただ課題といたしまして、このボトルt o ボトルの工程に際しまして多くの手間、コスト、また比較的近年に実用化された技術ということでございますことから、まだ参入する業者も限られている。こういった状況があらうと思っております。その上で、このペットボトルの原材料となる原油、そしてこのボトルt o ボトルによる最低原料、それぞれの材料としての需要の変動というのも今後世界情勢を鑑みて変動して、大きな影響があるものと考えております。当組合としては、ボトルt o ボトルに関しましてはそのような認識を持っております。

2点目でございます。当組合におけるボトルt o ボトルにつきましての今後についてのどのような考え

で取り組んでいくことができようかという、そういった趣旨のご質問であつたと思います。先ほど申し上げましたとおり、ボトルt o ボトルの手法、考え方にしては、今後のそういったSDGsの取組にも全く合致する手法であると考えております。今現在のリサイクルの手法よりも、さらに一步進んだ手法とも言えようと思っております。一方で、私どもが集めた資源化の取組に際しましては、行政が行うに当たりましては、複数の処理経路を持つというのはリスクヘッジの面からも非常に有用だと考えております。今私どもは、容器包装リサイクル法のルート、そして独自処理のルートということで2本持っているところでございます。今後このボトルt o ボトルの取組が現実化、さらに一步進んで多くの市町村が取り組めるようなもし状況になることであれば、当然ながら検討の課題の一つとしてなり得るものと考えております。

3つ目でございます。市、町の基本計画における今後のごみ量の推移、特に将来予測の数値に関しての組合の評価というご質問でございます。先ほどのお話のとおり、市、町の組合の将来予測の数値は、家庭系ごみの有料化を見込んだものと、それが前提として策定をされたものと伺っております。実際にこちらの計画自体は、平成29年度からの年度ということで伺っております。久喜市に関しては、施設整備等のもろもろの関係により一部変更はされてはおりますものの、計画自体、数値自体は大きく変わっていないものと認識しております。

今後計画主体である久喜市は、総合基本計画、そして環境基本計画の見直しの後、これらの計画を踏まえ、基調とした新たなごみ処理基本計画の見直しを行うということを聞いております。また、宮代町におきましても、現在行われております廃棄物処理検討委員会におきまして、来年度中の答申の受領を目途として基本計画の見直しを行っている聞いています。このような市、町が処理計画の見直しを持つ機会が近々にあると伺っております。このような今の現状も踏まえての数値的なものも見直されるものではないかと考えているところでございます。

○議長（丸山妙子君） 再々質問をお受けいたします。

猪股議員。

〔13番 猪股和雄君登壇〕

○13番（猪股和雄君） 1つ目のペットボトル、ボトルt o ボトルの取組なのですけれども、まだ具体的な検討はされていないのは分かっておりますし、ただ資源循環という観点からすれば非常に有効な、あるいは有用な取組方法だろうというふうに考えています。今そういう見解も示されました。将来多くの市町村が取り組んでいけばという前提つきで検討の課題となるというふうに言われたのですけれども、現実問題として容り法等で流すよりも、こちらで、ボトルt o ボトルでメーカーと直接契約、直接協定でやったほうが売却のお金も入ってくるようには聞いているのです。そうした点からしても、ぜひ問合せぐらい、こういう方法についてどうなのかという問合せ、具体的な検討、やるかどうかはその後、本当に慎重に考えなければいけないのだけれども、検討ぐらいはしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

それと、もしそういう方向で渡す場合には何らかの条件、洗浄ですとか、あるいは品質ですとかの条件があるのかどうか。また、引渡しの金額、組合に入ってくるお金はどういうふうに有利なのか、そこら辺についてもぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。それをお願いします。

○議長（丸山妙子君） 猪股議員の再々質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 猪股議員の再々質問にご答弁申し上げます。

今現在独自ルートで私どもが流しておりますペットボトル、こちらの流通先ですけれども、様々な用途として品物の材料として流通をしているところがございますが、確認をいたしましたところ、その流通先の一つとしてボトル to ボトルの原料となっている再生樹脂の製造業者が含まれていると伺っております。ただ、実際に多くの今の取組ですと、メーカーと行政とが協定を持って、それでそういった品物を流通させている、原料として納めているということがクローズアップされておりますけれども、実の動きとしては、私どものペットボトルの一部もこのような業者には渡っているということは聞いております。ただ、その量自体がどの程度行っているものか、それはそちらの業者の需要と供給、必要な量ということがあると思いますので、正確には把握はしておりませんが、ただ流通の経路の一つとしてそういった業者には行っていると、それは確認をしております。

実際に先ほども申し上げましたとおり、ボトル to ボトルの流れにつきましては、容器包装リサイクル法とはまた違った考えからなされてくるものでございます。先ほど答弁をいたしましたとおり、今現在ではそういった取組をやっている業者さんも非常に限られている。かつその業者の能力、キャパシティにに応じた品物を今集めていると、そういった状況であろうかなと認識をしております。一方で、全国清涼飲料連合会におきましては、昨年4月にボトル to ボトルの比率を2030年度までに50%を目指すと、このような宣言もしておるところでございます。あと10年後でございます。このような状況でありますことから、今時点で業者さん自体が近隣にあるかどうかも含めて、照会ということができようかどうかも含めて検討は、研究はしてまいりたいと考えております。

○議長（丸山妙子君） 以上で猪股議員の質問を打ち切ります。

次に、渡辺議員、お願いいたします。

〔3番 渡辺昌代君登壇〕

○3番（渡辺昌代君） 3番、渡辺です。質問をさせていただきます。

1番目です。粗大ごみのリユースの促進をしていただきたいということで伺いをいたします。コロナ禍により、どこの自治体も家庭から排出されるごみの量は増加していると考えられます。中でも粗大ごみの収集は増加していると考えます。中には、新品もしくはそれに近い状態で排出されるものもあるのではないのでしょうか。自分が要らないと思ったものでも、ほかの人にとっては欲しいものかもしれないことや、使えるものをごみにしないという考えから、世田谷区では粗大ごみのリユースを促進するための実証実験を現在しております。世田谷区では、世田谷区不用品持込みスポットを設置し、本来であれば粗大ごみとして破棄されてしまうものの持込みを受け付け、株式会社ジモティーとの連携で成果を上げております。実際には、使用に支障がなく、譲ったとしても次の方が気持ちよく使えるものについて僅かな有償または無償で譲渡をしております。久喜宮代衛生組合も取組を初めてはいかがでしょうか、伺いをします。

2です。新型コロナウイルス感染症対策費の捻出をすべきで伺いをいたします。今全国の自治体では、新型コロナウイルス感染症関連の対策が、国による新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金により様々な対応がされて進んでおります。しかし、前議会で明らかになったように、衛生組合はその対象にならな

いということで、地方創生臨時交付金が交付されず、対策が遅れているのではないのでしょうか。交付金からは、マスクもアルコール消毒液も空気清浄機も配置されないという状態です。早急な対応が必要ではないのでしょうか。各自治体で組合組織をつくり、久喜市民、宮代町民のごみ全般を担っているのですから、各自治体に国から交付されてきました地方創生臨時交付金を衛生組合にも対応させるべきと考えます。コロナ対策費として、各自治体への久喜宮代衛生組合負担金に上乗せを要求いたしまして、早急にコロナ対策を進めるべきと考えますがいかがか、お伺いをいたします。お願いします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 渡辺議員のご質問の大項目1についてご答弁申し上げます。

世田谷区によりますと、昨年10月から株式会社ジモティーとの実証実験を開始し、得られたデータを基に今後の方針を研究していくとのごことでございます。今回の実証実験は、リユースの仕組みづくりにおける過渡的な段階であり、今後実験結果を検証した上でより使いやすく、効果が高い仕組みが整備されるものと考えております。衛生組合事業の久喜市及び宮代町への移管を進めている状況を踏まえまると、このような実証実験に当組合が参加することにつきましては、業務の継続性の観点から慎重に判断をする必要があらうと考えております。

○議長（丸山妙子君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤賢治君登壇〕

○総務課長（佐藤賢治君） 渡辺議員ご質問の大項目2、新型コロナウイルス感染症対策費につきましてご答弁申し上げます。

本衛生組合におきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、職場におけるクラスターの発生危険や廃棄物由来の感染危険を排除するために、分散勤務や時差出勤などの勤務上の対策、またサーージカルマスクや保護眼鏡、保護手袋等の感染防御用物品の備蓄、配備を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金は、市町村や都道府県が対象となっておりますことから、当組合の費用につきましては全額一般財源で措置したところであり、久喜市、宮代町のご理解をいただき、それぞれの負担金の中で賄われているところでございます。今後につきましても、感染状況等を見据え、感染症対策を進めてまいります。

○議長（丸山妙子君） 再質問をお受けいたします。

渡辺議員。

〔3番 渡辺昌代君登壇〕

○3番（渡辺昌代君） 再質問させていただきます。

世田谷区の例は、本当に実証実験ということでマスコミでも取り上げられておりまして、様子が映像としてどういう様子だったかというのも全国版でマスコミで取り上げられていて、その中でやはり稼働率が、要するに前日持ってきたものが次の日には引き取り手が持っていくような状態で、非常に稼働がすごくよかった。しかも、ほとんどが無償という状態で、いいものがそろってきていると。やはり製品を区切ったという形であるということで、世田谷区のホームページ等にも出されておりましたけれども、リサイクル

するためにはやはり費用をかけても採算が合わなかったり、リサイクルすることが困難で、ほとんど焼却にしてしまう、焼却処分しかできないという状態があるので、それであれば利用できるものはリサイクルにということで実証実験のほうに手を挙げたようなのですけれども、今課長さんがおっしゃった慎重に判断をするというのも分かるのです。やはり今過渡期というので、5年間あるので、慎重に判断というのは分かるのですけれども、私はそれだからやれないのではなくて、やはりやれるところはあるかなというふうに思うので、ぜひとも実証実験の結果が出ると思うのです、今後。その結果の検討をしっかりと見ていただきたいなとすごく思います。それで、成果がやっぱりあって、これはごみの削減にもなるし、それから環境の問題にもいいなというような結果が出るようであれば、私は検討していただきたいと思うのです。そのように思うので、よろしくお願ひしたいと思います。そのことについてお伺ひします。

2番です。今のお答え、先ほど斉藤議員さんもお話をしておりましたけれども、やはり衛生組合の方たちはエッセンシャルワーカーとしてパッカー車、技能の労務で働いている方や委託している職員の方、本当に最前線です。そこのごみの中には、もしかしたらコロナに感染したものを拭き取ったごみがあるかもしれないというような状態の中でやっているから、サージカルマスクや防護のためのサングラスや、それからゴム手袋をしっかりとするというのは本当に必要ですから、私はそれは国からの交付金で賄っているものとずっと思っていたのですが、それが前議会のときにはそれは違っていたということで。その要求を今回はしてほしいと思うのです。

実は、地方創生臨時交付金は、久喜市は合計を私この間出しましたら、23億を超える金額が来ております。その中でいろいろなところのトイレ改修から、それから空気清浄機から自動洗浄機までいろんなものがそろってきていて、コロナ対策が進んできているのに、なぜここが最前線で頑張っているところがそれができないのかというところが、本当に疑問でならないのです。やらなくてはならないと思うのです。だから、そのためには市と町のトップの方、実はその方は管理者です。梅田さんは管理者でありますし、新井さんも副管理者でありますから、やはりそこは協議をしながら、この交付金を上乗せしてやるべきではないかなと思うのですけれども、私管理者と副管理者のほうに聞きたいのですけれども、そのようなことができないのでしょうか。私はできると思うのですけれども、補正予算を組んでもやっていただけないなとすごく思うのですけれども、どうなのですか。その辺は、私は久喜宮代衛生組合のほうから要求していただいて、そして市、町のほうで検討していただいて、その上乗せ分を出すということができて、それで設備が整えば、それが一番いいのではないかと思っているのですけれども。管理者の方にお聞きします。どうなのでしょう。お願いします。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の再質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 渡辺議員の再質問に対しましてご答弁申し上げます。

ジモティーが世田谷区で行っております実証実験、こちらの結果を踏まえて当組合でも検討してみてもいかがと、そういった趣旨のご質問でございます。実際にジモティーが世田谷区で行っている実験は、持込みスポットを設けて、そこに区民が持ち込んだものをまた再度流通するという取組ですけれども、世田谷の区内で設けましたその持込みスポットはジモティーが用意して、そしてジモティーの人間がそこで従

事をしていると、そのように聞いております。そのような形で、ジモティーの費用負担が生じる取組とも言えるようでございまして、この実験自体は本年度末までということで10月から本年3月までの予定ということでしたけれども、さらに1年延長すると聞いております。その上で、来年度につきましてはそれに要する経費の一部を新たに世田谷区が負担することになったと、そのようなことも聞いております。これを見ますと、ジモティーのそういった民間ベースと申しましょうか、そういったところでの収支の面からいいますと、なかなか民間企業一つでは難しい取組なのかなというところは推測をされるところでございます。

いずれにいたしましても、この実証実験、言わば先駆的な取組と言えます。この実証実験の結果を踏まえて、ジモティーがそれで改良して、軌道に乗るようであれば、新しいモデルを開発していくものかなと考えております。このように実証実験自体は1年延びて、来年度いっぱいまでということです。その結果が出ますが、恐らく再来年度以降ということになります。ちょうど市、町の移行時期とも重なってしまいます。このような動きも踏まえての市、町への事務移管ということが、やはり時期的に見ましても適切ではなかろうかと認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 総務課長。

〔総務課長 佐藤賢治君登壇〕

○総務課長（佐藤賢治君） 渡辺議員の再質問に対してお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の要綱には、交付金の交付対象は都道府県及び市町村とすると定義されているところでございますが、この件につきまして市、町に確認したところ、一部事務組合が事業を実施する場合にも国からの市町村への交付金とかは対象になるとのことでございます。しかしながら、国から市町村へ交付される交付金につきましては、市町村の人口ですとか財政規模、コロナウイルスの罹患率ですとか、その都度国から示される算定式によって限度額が、いわゆる上限額が決まっておりますので、例えば衛生組合が事業を行う場合でも、その分が本上限額にプラスされるということではなく、あくまでも市町村に配分される枠の中に含まれるということでございます。

また、さらに市町村が構成員となる一部事務組合は、久喜市と宮代町を例に取りましても、当組合のほかに消防組合ですとか斎場組合などもございますので、構成市町が多くなれば、そういった負担金の調整とかいうのも非常に複雑になるのかなというのもございまして、市町村が枠の中でどのように配分するかというのは、市町村の裁量に委ねられているところなのかなと思います。組合といたしましては、必要なものにつきましては予算計上いたしまして、ご議決をいただいた上、市町村のご理解をいただきまして、負担金としていただくこととなります。その負担金の一部について、この交付金が充当されるということとは可能ではあるかと思いますが、ただし組合にとりましては補助金が上乗せということではなくて、あくまでも負担金の一部の財源が市、町にとって一般財源なのか、負担金なのか、こういった違いになるのかなと思います。組合といたしましては、必要なものを予算計上し、市、町の負担金の中から整備させていただくといったことを基本としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（丸山妙子君） 再々質問をお受けいたします。

渡辺議員。

〔3番 渡辺昌代君登壇〕

○3番（渡辺昌代君） 1番については、時期的に1年モデルが延びるということを知らなかったものから、すみません。ありがとうございます。事務移管と重なるかもしれないので、ぜひそれも含めて検討していただきたいし、久喜宮代衛生組合のうちにこういうことを調査しておいていただいて、引き継いでいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、2番につきましては、要するに各自治体のほうにはきちんとした交付金がい러ろいろな算出のもので来る、それは分かりました。それで、それは一般財源なのか、臨時交付金を使ったのかはよく分からないけれども、その中の一部として組合のほうには来ているものと捉えているということなのですね。違うのですか。すみません。では、そこのところも訂正していただきたいと思いますが、私としては上乗せをしっかりとしていただきたいということがまずあります。要するにここがまだ整っていない現状は駄目でしょうということなのです。やはりそこをエッセンシャルワーカーとして働いている方たちの健康と命を守っていくということが本当に必要となりますので、そこそのところの要求もしっかりと出していき、受け取る自治体としてもその補助は来ているわけですから、やはりそれを考えて、負担金の上乗せをしてもらうということが私は重要になってくるのではないかなと。要するに今の久喜宮代衛生組合の負担割合で来ている金額の補助金だけでは賄い切れないところが随分あるではないですか。トイレの改修なんかしたら大変になります。それから、空気清浄機も何台も買えば高くなるし、それから自動洗浄機だってつけていただきたい。トイレ、まだ和式が2つ、あと洋式になっていますね、女性のほうも。やはりそれはやらなければならないと思いますが、そういうところも含めて、必要なもの、それは要するに要求をしてやっていただきたいし、管理者に私先ほどお伺いをしたのですけれども、管理者はどういうふうにお考えになっているのかということを知りたいのですけれども。やはりそれは必要なものは出す、負担金として出す、それが臨時交付金が入った一般財源になるのかかもしれないのですけれども、そういうものは出していくべきだと思うのですけれども、お答えしていただけないのでしょうか。していただきたいのですけれども。やっていただきたいと思いますが、協議をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（丸山妙子君） 渡辺議員の再々質問に対する答弁を求めます。

管理者。

〔管理者 梅田修一君登壇〕

○管理者（梅田修一君） 渡辺議員の再々質問にお答えしたいと思います。

久喜宮代衛生組合として必要な対応ということに関しましては、今後十分に協議をいたしまして、優先順位をつけなくてはならない部分はありますけれども、今後しっかりと協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（丸山妙子君） 以上で渡辺議員の質問を打ち切ります。

次に、園部議員、お願いいたします。

〔9番 園部茂雄君登壇〕

○9番（園部茂雄君） 9番、園部茂雄です。通告に従い、質問させていただきます。

QRコードの推進と利便性の向上について、久喜宮代衛生組合ではQRコード決済が可能となり、コロ

ナ禍においての感染対策の一助となっていると思います。そこで、QRコード決済の推進とさらなる利用者の利便性の向上から、以下お伺いいたします。

(1)、QRコード決済の利用状況をお伺いいたします。件数と割合をお願いいたします。

(2)、搬入手数料の決済で、計量後にその場でQRコード決済を可能とすることができないか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（丸山妙子君） 園部議員の質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 園部議員のご質問についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)でございます。当組合がキャッシュレス決済を導入した昨年7月から本年1月までの利用実績でございますが、塵芥処理手数料現年度分は76件、全体の1.3%、粗大ごみ処理手数料は処理券258枚分、全体の3.2%でございました。

次に、(2)でございます。菖蒲清掃センターにおいては、計量所と手数料支払窓口が同一でございますことから、キャッシュレス決済においても計量後、その場で決済を行っております。しかしながら、計量所と支払窓口が離れている久喜宮代清掃センター及び八甫清掃センターにつきましては、菖蒲と比較して進入車両が多く、決済アプリの起動に時間がかかる場合やスマートフォンの操作に不慣れな場合など、計量所周辺の混雑の一因となるおそれがございます。搬入車両の安全確保の面でも支障が生じることが考えられますことから、久喜宮代及び八甫での対応は難しいものと考えております。

○議長（丸山妙子君） 再質問をお受けいたします。

園部議員。

〔9番 園部茂雄君登壇〕

○9番（園部茂雄君） ありがとうございます。

まだ利用者が本当に1.3%から3.2%ということで、こちらのほうのさらなる利用者への増加の周知方法等について、今後令和4年度等で何か対策があればお伺いいたします。

それと、久喜宮代衛生組合の場合に搬入の量があつてということなのですが、基本的にはQRコードを読んでスマホで決済して払うとかという方法だと思うのですが、まずそこを確認させてください。

○議長（丸山妙子君） 園部議員の再質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 園部議員の再質問にご答弁申し上げます。

キャッシュレス決済のさらなる利用促進への広報でございます。今現在キャッシュレス決済の周知記事といたしまして、ホームページのごみ資源の搬入についてのページへの掲載のほか、昨年7月の分別アプリ、9月に広報紙への周知を行っております。今後も折を見て、各種媒体にて周知を行ってまいります。

実際に塵芥処理手数料に関しまして1.3%と低いのですが、これは事業系のごみの臨時持込み分、現金精算分も対象となっております。実際のキャッシュレスの運営会社に確認をしたところ、ペイペ

イが利用できるのは基本的に法人は駄目だということで聞いておりまして、個人のみが対象なのだという
ことで聞いております。一方、粗大ごみ処理手数料に関しましては、これ100%個人の利用となりますので、
このような形で使用割合が差がついているものと考えております。また、一見さんも多いということで、
組合に来て、ペイペイ使えるのだということにもなっております。そのような状況も極力事前に周知
することで、利用の促進を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございます。現在のキャッシュレス決済の方法といたしましては、窓口でQRコードがござい
ますが、そちらを読み取っていただいた上で、お支払いいただく方が金額を入力の上、それを提示する。
そのような形での決済方法となっております。

以上です。

○議長（丸山妙子君） 再々質問をお受けいたします。

園部議員。

〔9番 園部茂雄君登壇〕

○9番（園部茂雄君） ありがとうございます。

法人が使えないということはちょっと初めて知りました。すみませんでした。引き続き周知のほう、よ
ろしくお願いします。

それで、QRコードを読んで決済でということで、そこのやり取りの中でそんなに時間かからないと思
うのですけれども、私もここへ来たときに、やはり計量してからまたこっちへ戻ってきて支払うというの
も、あそこでUターンをしなければいけないとか、よく分かりづらいのですけれども、やはりあそこでそ
のままQRコードを読む。慣れてくれば早いと思うのですけれども、ぜひ実証実験等をやりながら、平日
のすいている時間帯とか、あそこにQRコードを持って行って確認するというのは簡単です。その辺でち
よっと実験的なことはできないのか、お伺いして、もしそれでできるのであれば、やはりここの久喜宮代
衛生のほうはちょっと戻ってくるのが大変なので、その辺もう一度再検討をお願いいたします。

○議長（丸山妙子君） 園部議員の再々質問に対する答弁を求めます。

業務課長。

〔業務課長 鈴木昌利君登壇〕

○業務課長（鈴木昌利君） 園部議員の再々質問にご答弁申し上げます。

実際のQRコードの使用に関してですけれども、実際に支払いの窓口の従事者から聞いたところ、ス
ムーズにやっていただけの方もあれば、なかなかアプリの起動から、それからその後の入力等まで、場合
によってはご案内を差し上げる方もいらっしゃるという状況でございます。この衛生組合、立地上、なか
なか電波があまりよろしくないというところもございます。実際に電波の届かないところでは、このよう
なQR決済というのは使用困難な状況となっておりますので、場合によってはまごつく可能性もあるとい
う状況でございます。また、久喜宮代と八甫清掃センターの計量業務なのですけれども、こちら従事して
いる人間はごみ処理施設の運転管理業務、こちらの委託の中で実はその人間がそちらの業務にも従事をし
ております。この施設運転の管理業務委託の中では、手数料の収受に関してはその業務の内容には今現在
含まれておりません。あくまで計量事務のみという形になっておりますので、そういう観点からもなかなか
今の状態では難しいものと考えております。

○議長（丸山妙子君） 以上で園部議員の質問を打ち切ります。

以上で組合に対する質問を終了いたします。



◎次会の日程報告

○議長（丸山妙子君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次会の日程を申し上げます。次会は、3月23日、水曜日、午前9時から本会議を開き、議案に対する質疑、討論・採決を行います。議員の皆様には、定刻どおりご参集くださるようお願いいたします。

また、議会運営委員会委員長からも報告がございましたとおり、議案質疑書の締切りは3月8日、火曜日、正午までとなっております。具体的にページの指定がされていないような質問、議案に直接関係ない質問は避けていただき、執行部が質問の趣旨、内容を理解しやすいように、具体的に分かりやすく記入し、てくださるようお願いいたします。

なお、議案質疑通告書につきましては、持参、ファクス送信、メール送信のいずれも可といたします。



◎散会の宣告

○議長（丸山妙子君） 本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時25分

